

## 木津川市教育委員会会議録

令和5年第3回木津川市教育委員会定例会

- 日 時：令和5年3月28日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 場 所：木津川市役所5階 全員協議会室
- 出席者：森永重治教育長、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員  
（事務局）竹本教育部長、大村理事、吉村理事、吉岡教育部次長兼こども宝課長、  
平井学校教育課長、久保社会教育課長、石崎文化財保護課長、西村学校教育課主幹、  
小川学校教育課主幹

1. 開 会 教育長  
教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認  
委員から異議なく承認された。

3. 議 事

《議案第7号 木津川市教育委員会が保管する公文書の開示に関する規則について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

法で定められた木津川市規則に準拠するため、木津川市教育委員会が保管する公文書の開示に関する規程を廃止し、新たに規則として制定するもの。内容の変更はない。

【質疑応答】

教育長：規程から規則に変更するだけか。

事務局：そのとおり。

委 員：規定と規則の違いは。

事務局：規則は法で規定されるもの。この度の新規制定で、法に基づき整理する。

教育長：規則は教育委員会の議決が必要だが、多くの規程は教育長の専決事項である。

【採決】

教育長が議案第7号について採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第8号 木津川市教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則について》

教育長が、事務局に説明を求めた。  
事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

個人情報保護制度について、全国的なルールが法律で定められたことに伴い、準拠する木津川市個人情報保護条例が廃止され、新たに木津川市個人情報の保護に関する法律施行条例及び木津川市個人情報の保護に関する法律等施行規則が制定されたことにより、整備するもの。

また、法で定められた規則に準拠することから、従前の木津川市教育委員会が保管する個人情報の保護に関する規程を廃止し、規則として制定するもの。

【質疑応答】

教育長：考え方は第7号議案と同じか。

事務局：同じである。内容は、国で個人情報の保護に関する共通ルールが定められ、一部市町村の裁量で決めていたこともできなくなった。教育委員会が準拠する市の条例、規則が改正されたことに伴い、改正する。

【採決】

教育長が議案第8号について採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第9号 木津川市立小・中学校の在り方に関する基本計画の策定について》

教育長が、事務局に説明を求めた。  
事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

令和3年8月20日に委員会に諮問して以降、8回の審議を経て、2月9日に答申を出された。その答申をもとに計画案を策定した。構成は、趣旨を示した「はじめに」から現状と課題、今後の整備方針、学校再編の方向性についての可能性、今後の取組の進め方等について順に記載している。

また、12月5日からのパブリックコメントで提出された38人129件の意見については資料1、2の通り。提出された意見の反映については検討委員会で審議され、計画案に盛り込まれている。パブリックコメント実施結果については市ホームページで公表している。

【質疑応答】

教育長：諮問から1年7カ月にわたり、ワークショップ形式など活用し、審議された。今後、児童生徒数が減少し、教育を取り巻く環境も大きく変わる。子どもの視点に立つと、我々が感じるよりももっと大きく変わっていくのではないかと。それらを踏まえ、教育の在り方を諮問した。検討委員会の答申を市の基本計画として位置付け、

今後の指針としていきたいと考えている。

委員：計画の内容について、十分住民に伝わっていないように思うが、今後計画についてどのように説明していくのか。今後の予定は。

教育長：基本計画案では今後の可能性を示しており、統廃合を決定したものではない。小中一貫教育についても、住民にわかりやすく情報発信することが大事になってくる。今後、住民の皆さんとよく協議しながら進めていくことが大切であり、そのためにも丁寧な広報に努めてまいりたい。

#### 【採決】

教育長が議案第9号について採決を行い、全員一致で可決された。

#### 《議案第10号 木津川市社会教育委員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

#### 〔説明〕

改選の年に当たる。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日まで。委嘱する人数は14名で、うち12名が前任期から継続する。公募委員は新規で1名選出。校園長会代表は4月に選出される。

#### 【質疑応答】

教育長：新規委員が1名増か。退任はないのか。

事務局：定員は15名以内。退任は校園長会代表のみなので、1名増になる。

委員：全体に60代、70代の方が多いい中、新規委員は20代と若い、社会教育との関りはあるのか。

事務局：大学在学中で、かも野外音楽フェスタの実行委員をしている。若い委員が入ることによっていろいろな発想があり、良い刺激になると思う。

委員：40代、50代くらいの人材はどうか。

委員：地域的な偏りはないのか。

事務局：現在は40代、50代の委員はいない。地域的には、合併前の旧町から委員をされている方もあるので、地域のバランスはとれている。

委員：40代、50代は仕事も忙しい時期なので、難しいのでは。一般に委員募集はしたのか。

事務局：委員を公募し、5名の応募があった。1次審査は作文、2次審査は面接を実施し、その結果1名を選出した。

委員：任期終了時に公募するのか。

事務局：その通り。

教育長：就職したら参加は困難になるかもしれないが、若い世代が委員になることはよいことである。

**【採決】**

教育長が議案第10号について採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第11号 木津川市公民館運営審議会委員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

第10号議案の社会教育委員が全員兼ねている。任期も同じである。

**【質疑応答】**

教育長：兼務しているのか。

事務局：その通り。全員兼務なので、社会教育委員会と公民館運営審議会を同日に開催している。

教育長：公民館は南加茂台公民館についてだけ審議しているのか。

事務局：南加茂台公民館が中心になる。当尾、瓶原公民館は貸館のみ。事業を実施しているのは南加茂台公民館だけになる。

委員：校園長会の代表は輪番制か。

事務局：選出方法については承知していない。

教育長：校園長会代表が決まらないままで議案承認するのはどうか。

事務局：4月1日にならないと、学校体制が決まらず、校園長会の代表や体制も決まらない。

教育長：校園長会の代表が決まれば、事後報告するように。

事務局：承知しました。

**【採決】**

教育長が議案第11号について採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第12号 木津川市スポーツ推進委員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

改選の年に当たる。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日まで。委嘱する人数は20名で、うち19名が前任期から継続する。公募委員は新規で1名選出。

**【質疑応答】**

教育長：定数は何人か。

事務局：40人である。

教育長：世代間のバランスはどうか。

事務局：若い委員で30代。年代のバランスはとれている。

教育長：以前は教職員も委員になっていたと思うが、現在はどうか。

事務局：令和4年度まで1名教員が入っていた。

教育長：元教員は1人だけか。

事務局：新規の委員も元教員。

委員：現職の教員は委員に選出しないようにしているのか。

事務局：そうではないが、今回の改選ではない。

**【採決】**

教育長が議案第12号について採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第13号 木津川市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

**〔説明〕**

地方公務員法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、必要な改正を行うもの。定年年齢が延長されたことにより、再任用職員の扱いが変更になる。

**【質疑応答】**

教育長：規則の内容としてはあまり変わらないのか。定年延長により表現が変わったのか。

事務局：その通り。

**【採決】**

教育長が議案第13号について採決を行い、全員一致で可決された。

3. 教育長報告（令和5年2月7日～令和5年3月28日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。中でも次の点について、説明があった。

- ・2月20日 令和5年第1回市議会定例会が開会された。
- ・3月11日 第38回公民館祭りを南加茂台公民館で開催した。新型コロナウイルス蔓延前にそんな色のない文化活動をされていた。

- ・3月26日 木津川市加茂文化財愛護会「愛護のつどい」に参加した。

#### 4. その他

##### (1) 今後の行事予定

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

##### 【質疑応答】

教育長：小中学校の入学式への保護者の出席については、会場の広さや人数、感染状況など学校の状況に応じた対応とし、マスクの着用は強制しない。卒業式もマスクを強制しなかったが、概ね半数程度が着用していた。

事務局：卒業生は「よびかけ」など大きな声を発するときには着用していた。

委員：サンタモニカから表敬訪問されるのか。

教育長：友好都市の盟約を結んでいる関係で、高校生が表敬訪問される予定である。中学生の海外派遣は例年8月。サンタモニカからの中学生の訪日は決まっていない。

委員：城山台小学校の入学式は1回で全員できるのか。

事務局：昨年度の入学式は時間を分けていた。卒業式は1回で実施。人数が増えているが、今年度のことについては聞いていない。

事務局：確認しておく。

##### (2) 令和5年第1回木津川市議会定例会 一般質問及び答弁について

事務局が、資料に基づき説明を行った。

##### 〔説明〕

通告のあった一般質問9名からの問について、質問内容及び答弁について説明。

##### (3) 木津川市教育支援センター設置要綱の制定について

事務局が、資料に基づき説明を行った。

##### 〔説明〕

適応指導教室設置要綱の全部を改正し、相談事業等を拡充する。主な改正点は、名称、第1条趣旨、第2条事業である。

##### 【質疑応答】

教育長：保護者相談の機能を充実させたいと考えている。

##### (4) 令和5年度 学校教育の重点について

事務局が、資料に基づき説明を行った。

##### 〔説明〕

令和4年度からの変更点について説明。

**【質疑応答】**

教育長：大きな変更はないのか。令和6年度は教育振興基本計画に即して定めるため、そこで大きく変わる可能性があるのか。

事務局：その通り。

委員：学力診断テストで出題・回答ともタブレットを使用するのか。

教育長：記述式はどうするのか。

事務局：記号での回答はあるかもしれないが、長い文章で答えるものはないと聞いている。

教育長：英作文などはどうなるのか。

事務局：テストの内容についてはまだわからないが、リスニングがあると聞いている。放送で出題されたものをタブレットで回答するという方法。全国テストではスピーキングがある。回答を録音し、送信する。京都府は来年度が初めての試みなので、そこまでは難しいかもしれない。

委員：CBTとは何か。

事務局：コンピュータ・ベースド・テストの略称で、コンピュータを使用したテストのこと。全国学力テストは令和6年度からCBT方式で実施される予定。京都府はそれに先駆けて令和5年度から全面実施する。

委員：子どもたちはタブレットの使い方は大丈夫なのか。

事務局：令和4年度は、操作に慣れるためのプレテストを小学校3年生から中学校3年生まで実施した。令和5年度に本格的な学力テストを実施する。

(5) 令和5年度 社会教育の重点について

事務局が、資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

令和4年度からの変更点について説明。

(6) 木津川市文化財保存活用地域計画のパブリックコメント実施結果について

事務局が、資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

令和5年1月6日から2月6日にかけて、木津川市文化財保存活用地域計画についてパブリックコメントを実施し、3名から6件の意見があったが、計画への反映はなかった。

**【質疑応答】**

教育長：実施結果の中の誤字は修正するように。木津川市内の文化財全体を捉えた貴重な資料になっている。

委員：行政上の地名と、そうではないものがある。整理した方がよいのでは。

事務局：文部科学省には既に提出済なので、指摘のあった点については、機会を見て修正する。

委員：文化財保存活用地域計画を策定することのメリットとデメリットはあるのか。

事務局：委員会を組織しての事業については、補助率が85%と高い。地域の人が主役になり活動しており、実行性のある官民連携である。この計画があれば、地方創生交付金に文化財も対象になるなど、補助金のメニューも増える。

教育長：府内で同じ事業に取り組んでいるところはあるのか。

事務局：舞鶴市、与謝野町、京丹後市、亀岡市、長岡京市が取り組んでいる。地域の方と一緒に事業に取り組んでいくことに主眼を置いている。

(7) 次回教育委員会は、令和5年4月26日（水）午前9時30分に開催予定とすることを確認した。

教育長が、会議を閉会した。